

RCEP

市場アクセス交渉の結果概要

-畜産物、園芸作物等-

生産局

## RCEPアクセス交渉の結果概要

注：税番はHS2012版(2014年1月現在)による。合意内容に記載した関税撤廃・削減の基準となる税率(基準税率)は、協定で規定された2014年1月1日の最恵国税率。

注：一部、他局庁との共管品目を含む。

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
010121290	妊娠馬	対RCEP参加国	除外		
010129290	競走馬	対RCEP参加国	除外		
010229100 010290210	肥育素牛 (300kg以下)	対RCEP参加国	除外		
010229200 010290290	肥育素牛 (300kg超) 屠畜場直行牛	対RCEP参加国	除外		
010391000	肥育素豚、実験用豚など (50kg未満)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	8.5%	→ 8.5%
010392011 010392012 010392020	肥育素豚、実験用豚など (50kg以上)	対RCEP参加国	除外		
020110000 020120000 020130010 020130020 020130030 020130090 020210000 020220000 020230010 020230020 020230030 020230090	牛肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	対RCEP参加国	除外		
020311020 020311030 020311040 020312021 020312022 020312023 020319021 020319022 020319023 020321020 020321030 020321040 020322021 020322022 020322023 020329021 020329022 020329023 020630092 020630093 020630099 020649092 020649093 020649099	豚肉・豚くず肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	対RCEP参加国	除外		
020610011 020621000	牛タン (冷蔵・生鮮・冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	12.8%	→ 12.8%

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
020610019 020629010	牛臓器 (ハラミ等) (冷蔵・生鮮・冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	12.8%	→ 12.8%
020610020 020629020	牛のほほ肉及び頭肉 (冷蔵・生鮮・冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	50.0%	→ 50.0%
020610090 020629090	牛くず肉 (テール、アキレス等) (冷蔵・生鮮・冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	21.3%	→ 21.3%
020622000	牛臓器 (肝臓) (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	12.8%	→ 12.8%
020630091	豚の内臓 (冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	8.5%	→ 8.5%
020641090	豚の肝臓 (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	8.5%	→ 8.5%
020649091	豚の肝臓以外の臓器 (冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	8.5%	→ 8.5%
020711000	鶏肉 (丸どり) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	11.9%	→ 11.9%
020712000	鶏肉 (丸どり) (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	11.9%	→ 11.9%
020713100	鶏肉 (骨つきもも) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	8.5%	→ 8.5%
020713200	鶏肉 (丸どり、骨つきもも以外) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	11.9%	→ 11.9%
020714100	鶏の肝臓 (冷凍)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
020714210	鶏肉 (骨つきもも) (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	8.5%	→ 8.5%
020714220	鶏肉 (丸どり、骨つきもも以外) (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	11.9%	→ 11.9%
020724000 020725000 020726000 020727100 020727200	七面鳥の肉及び肝臓 (生鮮・冷蔵・冷凍)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
020741000	あひる又はがちょうの肉 (丸どり) (生鮮・冷蔵・冷凍)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
020742000 020751000 020752000		対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税
020743000 020753000	あひる又はがちょうの脂肪質の肝臓 (生鮮・冷蔵) (フォアグラ)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
020744000	あひるの肉 (丸どり以外) (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
020754000	がちょうの肉 (丸どり以外) (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
020745010 020755100	あひる又はがちょうの肝臓 (冷凍)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
020745090 020755200	あひる又はがちょうの肉 (丸どり以外) (冷凍)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税
020760100	ほろほろ鳥の肝臓 (冷凍)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
020760200	ほろほろ鳥の肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税
020910000 020990000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪 (食用背脂、油脂調味料原料など) (生鮮・冷蔵・冷凍し、塩蔵・塩水漬け・乾燥・くん製)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
021011010 021011020 021012010 021012020 021019010 021019020 021099011 021099019 160241011 160241019 160242011 160242019 160249210 160249220	豚肉調製品 (ハム、ベーコン等)	対RCEP参加国	除外		
021020000	塩蔵、乾燥又は燻製された牛肉	対RCEP参加国	除外		
021091000	霊長類の肉 (塩蔵・塩水漬け・乾燥・くん製)肉・くず肉 の食用の粉・ミール	対RCEP参加国	即時撤廃	4.2%	→ 無税
021093000	爬虫類の肉 (塩蔵・塩水漬け・乾燥・くん製)肉・くず肉 の食用の粉・ミール	対RCEP参加国	即時撤廃	4.2%	→ 無税
021099020	牛の肉又はくず肉の食用の粉及びミール (カップ麺の調味料など)	対RCEP参加国	除外		
021099090	肉及び食用のくず肉 (豚及び牛以外) (塩蔵・塩水漬け・乾燥・くん製)並びに肉 又はくず肉の食用の粉及びミール	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	4.2%	→ 4.2%
040110110	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (脱脂乳) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040110190	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (脱脂乳) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040110200	無処理脱脂乳	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	21.3%	→ 21.3%
040120110	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (殺菌処理、LL牛乳、部分脱脂乳) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040120190	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (殺菌処理、LL牛乳、部分脱脂乳) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040120200	生乳	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040140110	乳製品調製品(脂肪分が6%を超え、10%以下のもの) (冷凍クリーム) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040140190	乳製品調製品(脂肪分が6%を超え、10%以下のもの) (冷凍クリーム) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040140200	無処理ライトクリーム(脂肪分が6%を超え、10%以下のもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040150111	乳製品調製品(脂肪分が10%を超え、45%以下のもの) (冷凍クリーム) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040150119	乳製品調製品(脂肪分が10%を超え、45%以下のもの) (冷凍クリーム) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040150121	乳製品調製品(脂肪分が45%を超えるもの) (ダブルクリーム、プラスチッククリーム) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040150129	乳製品調製品(脂肪分が45%を超えるもの) (ダブルクリーム、プラスチッククリーム) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040150200	無処理ライトクリーム(脂肪分が10%を超えるもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040210110	脱脂粉乳(加糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040210121	脱脂粉乳(加糖) (沖縄還元乳用等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040210129	脱脂粉乳(加糖) (国家貿易・沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040210212	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用、脂肪分1.5%以下) (学校給食用関税割当枠外) (注:学校給食用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040210217	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (飼料用、脂肪分1.5%以下) (飼料用関税割当枠外) (注:飼料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040210221	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用・飼料用以外、脂肪分1.5%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040210222	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用・飼料用以外、脂肪分1.5%以下) (沖縄還元乳用等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040210229	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用・飼料用以外、脂肪分1.5%以下) (国家貿易・沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040221111	全脂粉乳、全脂粒乳、全脂固形乳 (脂肪分5%超30%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040221119	全脂粉乳、全脂粒乳、全脂固形乳 (脂肪分5%超30%以下) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040221121	全脂粉乳、全脂粒乳、全脂固形乳 (脂肪分30%超) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040221129	全脂粉乳、全脂粒乳、全脂固形乳 (脂肪分30%超) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040221212	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用、脂肪分1.5%超5%以下) (学校給食用関税割当枠外) (注:学校給食用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040221217	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (飼料用、脂肪分1.5%超5%以下) (飼料用関税割当枠外) (注:飼料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040221221	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用・飼料用以外、脂肪分1.5%超5%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040221222	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用・飼料用以外、脂肪分1.5%超5%以下) (沖縄還元乳用等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040221229	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (学校給食用・飼料用以外、脂肪分1.5%超5%以下) (国家貿易・沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040229111	全脂加糖粉乳、全脂加糖粒乳、全脂加糖固形乳 (脂肪分5%超30%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040229119	全脂加糖粉乳、全脂加糖粒乳、全脂加糖固形乳 (脂肪分5%超30%以下) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040229121	全脂加糖粉乳、全脂加糖粒乳、全脂加糖固形乳 (脂肪分30%超) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040229129	全脂加糖粉乳、全脂加糖粒乳、全脂加糖固形乳 (脂肪分30%超) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040229211	脱脂加糖粉乳、脱脂加糖粒乳、脱脂加糖固形乳 (脂肪分1.5%超5%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040229220	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (加糖、脂肪分1.5%超5%以下) (沖縄還元乳用等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040229291	脱脂粉乳、脱脂粒乳、脱脂固形乳 (加糖、脂肪分1.5%超5%以下) (沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040291110	加圧容器入りホイップドクリーム (脂肪分7.5%超) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		
040291121	全脂無糖れん乳、濃縮乳 (脂肪分7.5%超) (無糖れん乳関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040291129	全脂無糖れん乳、濃縮乳 (脂肪分7.5%超) (無糖れん乳関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040291210	脱脂無糖れん乳、脱脂濃縮乳 (脂肪分7.5%以下) (無糖れん乳関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040291290	脱脂無糖れん乳、脱脂濃縮乳 (脂肪分7.5%以下) (無糖れん乳関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040299110	加圧容器入りホイップドクリーム (脂肪分8%超) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		
040299121	全脂加糖れん乳 (脂肪分8%超) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040299129	全脂加糖れん乳 (脂肪分8%超) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040299210	脱脂加糖れん乳 (脂肪分8%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040299290	脱脂加糖れん乳 (脂肪分8%以下) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040310110	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (ヨーグルト) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040310120	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (プレーンヨーグルト) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040310190	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (プレーンヨーグルト) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040310211	フローズンヨーグルト (10kg以下直接包装)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	26.3%	→ 26.3%
		対中国、韓国	除外		
040310219	フローズンヨーグルト (バルク)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		
040310220	その他のヨーグルト	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040390111	バターミルクパウダー (加糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容		
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率) (最終年税率)
040390112	バターミルクパウダー (無糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390113	バターミルクパウダー (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外	
040390116	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳酸菌飲料、酸乳、バターミルク、ケフィア) (脂肪分1.5%以下) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390117	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳酸菌飲料、酸乳、バターミルク、ケフィア) (脂肪分1.5%以下) (無糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390118	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳酸菌飲料、酸乳、バターミルク、ケフィア) (脂肪分1.5%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外	
040390121	バターミルクパウダー (脂肪分1.5%超26%以下) (加糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390122	バターミルクパウダー (脂肪分1.5%超26%以下) (無糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390123	バターミルクパウダー (脂肪分1.5%超26%以下) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外	
040390126	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (酸乳、ケフィア、液状発酵クリーム) (脂肪分1.5%超26%以下) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390127	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (酸乳、ケフィア、液状発酵クリーム) (脂肪分1.5%超26%以下) (無糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390128	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (酸乳、ケフィア、液状発酵クリーム) (脂肪分1.5%超26%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外	
040390131	高脂肪粉乳 (脂肪分26%超) (加糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390132	高脂肪粉乳 (脂肪分26%超) (無糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外	
040390133	高脂肪粉乳 (脂肪分26%超) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外	



税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040390136	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (液状発酵ダブルクリーム) (脂肪分26%超) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040390137	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (液状発酵ダブルクリーム) (脂肪分26%超) (無糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040390138	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (液状発酵ダブルクリーム) (脂肪分26%超) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040390200	無処理バターミルク	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040410111	ホエイ (脂肪分5%以下) (加糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410119	ホエイ (脂肪分5%以下) (無糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410121	無機質濃縮ホエイ (加糖、脂肪分5%以下) (無機質濃縮ホエイ関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410122	無機質濃縮ホエイ (無糖、脂肪分5%以下) (無機質濃縮ホエイ関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410129	無機質濃縮ホエイ (脂肪分5%以下) (無機質濃縮ホエイ関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040410139	ホエイ (加糖、脂肪分5%以下) (国家貿易・飼料用関税割当枠外) (注: 飼料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040410142	育児用調製粉乳原料用ホエイ (無糖、脂肪分5%以下) (育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410149	ホエイ (無糖、脂肪分5%以下) (国家貿易・育児用調製粉乳原料用・飼料用関税割当枠外) (注: 飼料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040410151	ホエイ (脂肪分5%超) (加糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410159	ホエイ (脂肪分5%超) (無糖) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040410161	無機質濃縮ホエイ (加糖、脂肪分5%超) (無機質濃縮ホエイ関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410162	無機質濃縮ホエイ (無糖、脂肪分5%超) (無機質濃縮ホエイ関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410169	無機質濃縮ホエイ (脂肪分5%超) (無機質濃縮ホエイ関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040410179	ホエイ (加糖、脂肪分5%超) (国家貿易・飼料用関税割当枠外) (注:飼料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040410182	育児用調製粉乳原料用ホエイ (無糖、脂肪分5%超) (育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040410189	ホエイ (無糖、脂肪分5%超) (国家貿易・育児用調製粉乳原料用・飼料用関税割当枠外) (注:飼料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040410200	無処理生鮮ホエイ	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040490111	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%以下) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490112	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%以下) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040490116	育児用調製粉乳原料用ホエイ (脂肪分1.5%以下) (無糖) (育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490117	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%以下) (無糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490118	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%以下) (無糖) (その他の乳製品、育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040490121	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%超30%以下) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040490122	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%超30%以下) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040490126	育児用調製粉乳原料用ホエイ (脂肪分1.5%超30%以下) (無糖) (育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490127	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%超30%以下) (無糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490128	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分1.5%超30%以下) (無糖) (その他の乳製品、育児用粉乳原料用ホエイ等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040490131	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分30%超) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490132	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分30%超) (加糖) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040490136	育児用調製粉乳原料用ホエイ (脂肪分30%超) (無糖) (育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490137	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分30%超) (無糖) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040490138	乳製品を混合した調製品(乳成分が全重量の30%以上) (脂肪分30%超) (無糖) (その他の乳製品、育児用調製粉乳原料用ホエイ等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040490200	無処理乳製品混合物	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040510110	バター (脂肪分85%以下、無脂乳固形分2%以下、水分16%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040510121	バター (脂肪分85%以下、無脂乳固形分2%以下、水分16%以下) (沖縄還元乳等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040510129	バター (脂肪分85%以下、無脂乳固形分2%以下、水分16%以下) (国家貿易・沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040510210	バター (脂肪分85%超、無脂乳固形分2%以下、水分16%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040510221	バター (脂肪分85%超、無脂乳固形分2%以下、水分16%以下) (沖縄還元乳用等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040510229	バター (脂肪分85%超、無脂乳固形分2%以下、水分16%以下) (国家貿易・沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040520010	デAIRースブレッド (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040520090	デAIRースブレッド (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040590110	バター (脂肪分85%以下) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040590190	バター (脂肪分85%以下) (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
040590210	バターオイル (脂肪分85%超) (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
040590221	バターオイル (脂肪分85%超) (沖縄還元乳用等関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
040590229	バターオイル (脂肪分85%超) (国家貿易・沖縄還元乳用等関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
040610020	フレッシュチーズ(シュレッドチーズ)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	22.4%	→ 22.4%
		対中国、韓国	除外		
040610090	フレッシュチーズ(モッツアレラ、クリームチーズ、ホエイチーズ等) (プロセスチーズ原料用関税割当枠外) (注:プロセスチーズ原料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040620100	おろし及び粉チーズ (プロセスチーズのもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	40.0%	→ 40.0%
		対中国、韓国	除外		
040620200	おろし及び粉チーズ (その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	26.3%	→ 26.3%
		対中国、韓国	除外		
040630000	プロセスチーズ	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	40.0%	→ 40.0%
		対中国、韓国	除外		
040640090	ブルーチーズ (プロセスチーズ原料用関税割当枠外) (注:プロセスチーズ原料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
040690090	その他のチーズ(チェダー、ゴーダ、カマンベール等) (プロセスチーズ原料用関税割当枠外) (注:プロセスチーズ原料用関税割当枠内(無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
040721000 040729000 040790100	殻付き鳥卵 (生鮮、冷蔵、冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	17.0%	→ 17.0%
		対中国、韓国	除外		
040790200	殻付き鳥卵 (生鮮、冷蔵、冷凍以外) (ピータン、ゆで卵等)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
040811000	卵黄 (乾燥したもの) (卵黄粉等)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	18.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
040819000	卵黄 (乾燥したもの以外) (凍結卵黄等)	対RCEP参加国	除外		
040891000	全卵 (乾燥したもの) (全卵粉等)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
040899000	全卵 (乾燥したもの以外) (凍結全卵等)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%又は51円/kg	→ 21.3%又は51円/kg
		対中国、韓国	除外		
040900000	はちみつ	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		
041000100	あなつばめの巣	対RCEP参加国	即時撤廃	1.5%	→ 無税
041000200	食用の動物性生産品その他の食用の動物性生産品(ハチの子など)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.0%	→ 無税
051000200	アンバーgris、海狸香、シベット及びカンタリス、肝汁 (牛黄以外) (医療調製の腺その他の動物性生産品(生鮮・冷蔵・冷凍・一時保存処理))	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
051199900	さなぎ油かす、ハチの巣など	対RCEP参加国	即時撤廃	1.5%	→ 無税
060420000	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないもの)、草、こけ及び地衣(生鮮のもの)(花束用又は装飾用に適するもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
060490000	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないもの)、草、こけ及び地衣(乾燥し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070200000	トマト (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070310011	たまねぎ (課税価格が1kgにつき67円以下) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	8.5%	→ 5.0%
		対中国、韓国	除外		
070310012	たまねぎ (課税価格が1kgにつき67円超73円70銭以下) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	「8.5%」又は「73.70円/kg-(課税価格)/kg」	→ 「5.0%」又は「73.70円/kg-(課税価格)/kg」
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
070310020	シヤロット (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070320000	にんにく (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070390010	ねぎ (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070390090	リーキその他のねぎ属のもの (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070410000	カリフラワー (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070420000	芽キャベツ (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070490010	ブロッコリー (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070490020	結球キャベツ (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070490030	はくさい (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070490090	キャベツ(芽キャベツ・結球キャベツ以外)、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(ブロッコリー、はくさい以外) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070511000	結球レタス (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070519000	レタス(結球以外) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070521000	ウィットルーフチコリー(キコリウム・インテュプス変種フォリオスム)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070529000	その他のチコリー (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070610000	にんじん及びかぶ (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070690010	ごぼう (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	2.5%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	2.5%	→ 無税
		対韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
070690090	サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(ごぼう以外) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070700000	きゅうり及びびガーキン (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070810000	えんどう (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070820000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
070890000	その他の豆 (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070920000	アスパラガス (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070930000	なす (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070940000	セルリー(セルリア以外) (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
070951000	きのこ(はらたけ属) (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	4.3%	→ 無税
070960010	とうがらし属又はピメンタ属の果実(厚肉大果種) (生鮮・冷蔵)(パブリカ)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
070960090	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (生鮮・冷蔵)(ピーマン、ししとう等)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070970000	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草 (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070999100	スイートコーン (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	6.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070993000	かぼちゃ類(ククルビタ属のもの) (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070991000	アーティチョーク (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
070999200	その他の野菜 (生鮮・冷蔵)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
070992000	オリーブ (生鮮・冷蔵)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
071021000	冷凍えんどう (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
071022000	冷凍ささげ属・いんげんまめ属の豆 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税
071029010	冷凍えだ豆 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
071029090	冷凍したその他の豆 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税
071030000	冷凍ほうれん草・つるな及びやまほうれん草 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071040000	冷凍スイートコーン (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.6%	→ 無税
071080010	冷凍ブロッコリー (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071080030	冷凍したごぼう (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071080090	冷凍したその他の野菜 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071090100	冷凍した野菜を混合したもの(スイートコーン主成分) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.6%	→ 無税
071090200	冷凍した野菜を混合したもの(スイートコーン主成分以外) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071120000	オリーブ (一時保存処理)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.0%	→ 無税
071140000	きゅうり及びびがーキン (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071151000	きのこ(ほらたけ属) (一時保存処理)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
071190012	なす (1個当たりの重量20g以下) (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071190013	らっきょう (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071190019	わらび (一時保存処理)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
071190091	なす (1個当たりの重量20g以下以外) (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071190092	れんこん (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		



税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
071190093	ごぼう (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071190094	ケーパー (一時保存処理)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
071190099	その他の野菜及び野菜を混合したもの (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071220000	たまねぎ (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071231000	きのこ(ばらたけ属) (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
071290010	たけのこ (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071290020	ぜんまい (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
071290039	スイートコーン(播種用以外) (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		
071290040	大根 (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071290060	かんぴょう (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071290090	その他の野菜及び野菜を混合したもの (全形・切碎・粉状) (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071310211	播種用えんどう(野菜栽培用のものに限る) (さやなし) (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
071333210	播種用いんげん豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし) (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
071339210	その他のさやげ属の豆又はいんげんまめ属の豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし) (乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
071350210	播種用そら豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし) (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
071390210	播種用のその他の豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし) (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
071440100	さといも(ココカシア属のもの) (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
071490100	アロールート、サレップ、菊芋その他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(冷凍)並びにサゴやしの髓	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
071430100	ヤム芋(ディオスコレア属のもの) (冷凍)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
071450100	アメリカさといも(クサントソマ属のもの) (冷凍)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
071490200	アロールト、サレップ、菊芋その他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(生鮮・冷蔵・乾燥)並びにサゴやしの髄	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
071430200	ヤム芋(ディオスコレア属) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071440200	さといも(コロカシア属のもの) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
071450200	アメリカさといも(クサントソマ属) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
08011000	ココヤシの実 (乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
08012000	ココヤシの実 (内果皮つきのもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
08019000	ココヤシの実 (内果皮つきのもの以外) (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080121000	ブラジルナット (殻付き) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080122000	ブラジルナット (殻なし) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080211200	スイートアーモンド <sup>®</sup> (殻付き) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	2.4%	→ 無税
080212200	スイートアーモンド <sup>®</sup> (殻なし) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	2.4%	→ 無税
080221000	ヘーゼルナット (殻付き) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
080222000	ヘーゼルナット (殻なし) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
080231000	くるみ (殻付き) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
080232000	くるみ (殻なし) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
080241000	くり(カスターア属のもの) (殻付き) (生鮮・乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	9.6%	→ 9.6%
		対中国、韓国	除外		
080242000	くり(カスターア属のもの) (殻なし) (生鮮・乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	9.6%	→ 9.6%
		対中国、韓国	除外		
080261000	マカダミアナット (殻付き) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.0%	→ 無税
080262000	マカダミアナット (殻なし) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.0%	→ 無税
080290300	ペカン (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	4.5%	→ 無税
080290900	その他のナット (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
080270000	コーラナット(コラ属のもの) (生鮮・乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
080310100	生鮮バナナ(プランティン) (毎年4月1日から同年9月30日に輸入) (毎年10月1日から翌年3月31日に輸入)	対RCEP参加国	除外		
080390100	生鮮バナナ(プランティン以外) (毎年4月1日から同年9月30日に輸入) (毎年10月1日から翌年3月31日に輸入)	対RCEP参加国	除外		
080310200	乾燥バナナ(プランティン)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080390200	乾燥バナナ(プランティン以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080420010	いちじく (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
080420090	いちじく (乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
080430010	パイナップル (生鮮)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	17.0%	→ 17.0%
		対中国、韓国	除外		
080430090	パイナップル (乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	7.2%	→ 無税
		対韓国	除外		
080440010	アボカド (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080440090	アボカド (乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080450011	マンゴー (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080450019	グアバ及びマンゴスチン (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
080450090	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン (乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
080510000	オレンジ(生鮮・乾燥) (毎年6月1日から同年11月30日に輸入) (毎年12月1日から翌年5月31日に輸入)	対RCEP参加国	除外		
080520000	マンダリン、タンジェリン及びびうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 (生鮮・乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
080540000	グレープフルーツ(生鮮・乾燥) (毎年6月1日から同年11月30日に輸入) (毎年12月1日から翌年5月31日に輸入)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
080590090	その他のかんきつ類の果実 (生鮮・乾燥)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
080610000	ぶどう(生鮮) (毎年3月1日から同年10月31日に輸入) (毎年11月1日から翌年2月末日に輸入)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	17%、7.8%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
080620000	ぶどう (乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	1.2%	→ 無税
080711000	すいか (生鮮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
080719000	メロン (生鮮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	6.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
080720000	パパイヤ (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	2.0%	→ 無税
080810000	りんご (生鮮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
080830000	なし (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	4.8%	→ 無税
080840000	マルメロ (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	4.8%	→ 無税
080910000	あんず (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
080921000	さくらんぼ(サワーチェリー) (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税
080929000	さくらんぼ(サワーチェリー以外) (生鮮)	対RCEP参加国	除外		
080930000	桃 (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
080940000	プラム及びスロー (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
081010000	ストロベリー (生鮮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
081020000	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
081040000	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実 (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
081050000	キウイフルーツ (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.4%	→ 無税
081060000	ドリアン	対RCEP参加国	即時撤廃	5.0%	→ 無税
081090210	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ 及びびごれんし (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	5.0%	→ 無税
081030000	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、 レッドカーラント及びグーズベリー (生鮮)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
081090290	その他の果実 (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
081070000	柿 (生鮮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
081110100	ストロベリー (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
081110200	ストロベリー (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
081120100	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、 ローガンベリー、ブラックカーラント、ホ ワイトカーラント、レッドカーラント及びグ ーズベリー (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税
081120200	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、 ローガンベリー、ブラックカーラント、ホ ワイトカーラント、レッドカーラント及びグ ーズベリー (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
081190110	パイナップル (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
081190120	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、 ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、 パンの実、ランブータン、ジャンボ、レン ブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュ ガーアップル、マンゴー、カスターアップ ル、パッションフルーツ、ランソム、マン ゴステン、サワーサップ及びレイシ (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
081190130	ベリー (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税
081190140	サワーチェリー (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	13.8%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
081190150	桃及びなし (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.0%	→ 無税
081190190	その他の冷凍果実及び冷凍ナット (加糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
081190210	パイナップル (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
081190220	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、 ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、 パンの実、ランブータン、ジャンボ、レン ブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュ ガーアップル、マンゴー、カスターアップ ル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴ スチン、サワーサップ及びレイシ (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	即時撤廃	7.2%	→ 無税
081190230	ベリー (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
081190240	桃及びなし (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.0%	→ 無税
081190280	カムカム (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対RCEP参加国	即時撤廃	12.0%	→ 無税
081190290	その他の冷凍果実又は冷凍ナット (無糖) (冷凍) (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
081210000	さくらんぼ (一時保存処理)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
081290100	バナナ (一時保存処理) (毎年4月1日から同年9月30日に輸入) (毎年10月1日から翌年3月31日に輸 入)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	20%、25%	→ 20%、25%
		対中国、韓国	除外		
081290200	オレンジ (一時保存処理) (毎年6月1日から同年11月30日に輸 入) (毎年12月1日から翌年5月31日に輸 入)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	16%、32%	→ 無税
081290300	グレープフルーツ (一時保存処理) (毎年6月1日から同年11月30日に輸 入) (毎年12月1日から翌年5月31日に輸 入)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
081290420	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴステン、サワーサップ及びレイシ(一時保存処理)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
081290430	くり(一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
		対韓国	除外		
081290440	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種(一時保存処理)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
081290490	その他の果実及びナツ(一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
081310000	あんず(乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
081320000	ブルーン(乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	2.4%	→ 無税
081330000	りんご(乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
081340010	ベリー(乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.0%	→ 無税
081340021	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ(乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	7.5%	→ 無税
081340022	干しがき(乾燥)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
081340023	サントル(乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.0%	→ 無税
081340029	その他の乾燥果実	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
081350010	この類のナツ又は乾燥果実を混合したもの(単一成分50%超)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
081350090	この類のナツ又は乾燥果実を混合したもの(その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
081400000	かんきつ類の果皮及びメロンの皮(生鮮・冷凍・乾燥・塩水・一時保存処理)	対RCEP参加国	即時撤廃	1.5%	→ 無税
090210000	緑茶(発酵以外)(3kg以下直接包装)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	17.0%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		
090220200	緑茶(くず以外)(発酵以外)(3kg以下直接包装以外)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	17.0%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		
090230010	紅茶(3kg以下直接包装)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
090230090	部分的に発酵した茶(3kg以下直接包装)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	17.0%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
090240210	紅茶 (くず以外) (3kg以下直接包装以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
090240220	部分的に発酵した茶 (3kg以下直接包装以外)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	17.0%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		
090300000	マテ	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
091011100	しょうが(破碎及び粉碎していないもの) (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
091012100	しょうが(破碎又は粉碎したもの) (一時保存処理)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
091011210	しょうが(破碎及び粉碎していないもの) (一時保存処理以外) (小売容器入り)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	5.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目 まで関税を維持)	5.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
091012210	しょうが(破碎又は粉碎したもの) (一時保存処理以外) (小売容器入り)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	5.0%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目 まで関税を維持)	5.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
091011291	しょうが(破碎及び粉碎していないもの) (生鮮) (小売容器入り以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	2.5%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目 まで関税を維持)	2.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
091012291	しょうが(破碎又は粉碎したもの) (生鮮) (小売容器入り以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	2.5%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目 まで関税を維持)	2.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
091011299	しょうが(破碎及び粉碎していないもの) (一時保存処理以外) (生鮮以外) (小売容器入り以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	2.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
091012299	しょうが(破碎又は粉碎したもの) (一時保存処理以外) (生鮮以外) (小売容器入り以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	2.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
091020100	サフラン (小売容器入り)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.6%	→ 無税
091030100	うこん (小売容器入り)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.6%	→ 無税
100199016	飼料用小麦 (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
100199096	飼料用小麦 (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
100290010	飼料用ライ麦	対RCEP参加国	即時撤廃	4.2%	→ 無税
100390011	飼料用大麦 (国家貿易枠内)	対RCEP参加国	除外		
100390091	飼料用大麦 (国家貿易枠外)	対RCEP参加国	除外		
100590096	とうもろこし (コーンスターチ、フレーク、エチルアル コール、蒸留酒以外) (播種用以外) (関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		



税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
100790090	グレーンソルガム (播種用、飼料用以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
100840200	フォニオ(ディギタリア属のもの) (播種用以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
100850200	キヌア(ケノボディウム・クイノア) (播種用以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
100890090	その他の穀物 (播種用以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
110290490	穀粉(そば・小麦混合物など(小麦粉、メ スリン粉、ライ麦粉、とうもろこし粉、米 粉、大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉以 外))	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
110319300	ひき割りした穀物及び穀物のミール(小 麦、とうもろこし、大麦、裸麦、ライ小麦、 オート及び米以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
110320600	その他の穀物のペレット(小麦、オート、 とうもろこし、米、大麦、裸麦及びライ小 麦以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
110419300	その他の穀物 (ロール・フレーク状) (小麦、とうもろこし、大麦、裸麦、ライ小 麦、オート以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
110429390	その他の穀物 (ペレット・ロール・フレーク状以外) (小麦、とうもろこし、大麦、裸麦、ライ小 麦、オート及び米以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
110630190	バナナの粉及びミール (飼料用以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
110630200	粉及びミール(バナナ以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
121010000	ホップ(生鮮・乾燥)(粉碎・粉状・ペレット 状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	4.3%	→ 無税
121020100	ホップ(生鮮・乾燥)(粉碎・粉状・ペレット 状)	対RCEP参加国	即時撤廃	4.3%	→ 無税
121020200	ルブリン	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
121120000	おたねにんじん	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	4.3%	→ 無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目 まで関税を維持)	4.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
121140000	けしがら	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
121190600	大麻草	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
121190700	除虫菊	対RCEP参加国	即時撤廃	12.0%	→ 無税
121190991	びやくだん	対RCEP参加国	即時撤廃	2.5%	→ 無税
121190992	ハトムギ	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
121190999	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌 用その他これらに類する用途に供する植 物及びその部分 (生鮮・乾燥) (その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	2.5%	→ 無税
121299110	こんにやく芋 (関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
121299190	こんにゃく芋 (関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
121294000	チコリーの根	対RCEP参加国	即時撤廃	9.0%	→ 無税
121299910	あんず、桃又はプラムの核及び仁 (生鮮・冷蔵、冷凍、乾燥)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
121299990	主として食用に供するその他の果実の核 及び仁その他の植物性生産品	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
130219310	除虫菊エキス	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
140190100	いぐさ、七島及び莞草	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
140190290	主として組物に使用する植物性材料(そ の他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.0%	→ 無税
140490300	たぶの木又はへちまの植物性生産品	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
140490499	植物性生産品(その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
152190010	みつろう	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	12.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
160100000	ソーセージ及びその類似品	対RCEP参加国	除外		
160210000	均質食肉調製品 (離乳食、流動食など)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160220010	肝臓調製品 レバーペーストなど	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160220091	肝臓調製品 (牛又は豚以外のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
160220099		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	6.0%	→ 6.0%
		対中国、韓国	除外		
160231210	七面鳥肉調製品 (牛肉又は豚肉を含むもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160231290	七面鳥肉調製品 (牛肉又は豚肉を含むもの以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
160232210	鶏肉調製品 (牛肉又は豚肉を含むもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160232290	鶏肉調製品 (牛肉又は豚肉を含むもの以外)	対RCEP参加国	除外		
160239210	家きん肉調製品 (鶏、七面鳥以外) (牛肉又は豚肉を含むもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160239290	家きん肉調製品 (鶏、七面鳥以外) (牛肉又は豚肉を含むもの以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
160241090	豚肉調製品 (とんかつ等)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	20.0%	→ 20.0%
160242090		対中国、韓国	除外		
160249290					

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
160250210	牛肉等調製品	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160250291		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.0%	→ 25.0%
		対中国、韓国	除外		
160250292		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160250299		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160250410		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.0%	→ 25.0%
		対中国、韓国	除外		
160250420		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.0%	→ 25.0%
		対中国、韓国	除外		
160250490		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160250510		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	10.0%	→ 10.0%
		対中国、韓国	除外		
160250520		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	10.0%	→ 10.0%
		対中国、韓国	除外		
160250590		対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	10.0%	→ 10.0%
		対中国、韓国	除外		
160250600	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%	
	対中国、韓国	除外			
160250700	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%	
	対中国、韓国	除外			
160250810	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	45.0%	→ 45.0%	
	対中国、韓国	除外			
160250890	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	38.3%	→ 38.3%	
	対中国、韓国	除外			
160250910	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	50.0%	→ 50.0%	
	対中国、韓国	除外			
160250991	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	50.0%	→ 50.0%	
	対中国、韓国	除外			
160250999	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	50.0%	→ 50.0%	
	対中国、韓国	除外			
160250310 160250320 160250331 160250339 160250391 160250399	牛肉等調製品 (牛肉等が30%未満のもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160290210	羊肉等調製品 (牛、豚、家きん肉以外) (牛肉又は豚肉を含むもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
160290290	羊肉等調製品 (牛、豚、家きん肉以外) (牛肉又は豚肉を含むもの以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	6.0%	→ 6.0%
		対中国、韓国	除外		
160300010	肉エキス、ミートジュース	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	12.0%	→ 12.0%
		対中国、韓国	除外		
170211000	乳糖及び乳糖水 (乳糖含有量が乾燥状態において全重量 の99%以上)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
170219000	乳糖及び乳糖水(その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.5%	→ 無税
180620290	無糖ココア調製品 (チョコレート製造用関税割当枠外) (注:チョコレート製造用関税割当枠内 (無税)は従前のまま)	対RCEP参加国	除外		
180620311	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳製品ココア調製品(チョコレート菓子 製造原料、飲料製造原料など)) (ココア成分10%未満) (2kg超容器入り) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
180620319	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳製品ココア調製品(チョコレート菓子 製造原料、飲料製造原料など)) (ココア成分10%未満) (2kg超容器入り) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
180620321	乳製品ココア調製品 (塊状、板状、棒状、ペースト状) (ココア粉10%未満) (ミルク成分30%未満) (加糖) (2kg超容器入り)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
180620322	乳製品ココア調製品(チョコレート菓子製 造原料、飲料製造原料など) (ミルク成分30%未満) (無糖) (2kg超容器入り)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
180690220	ココア調製品 (液状、粉状、粒状、ペースト状) (2kg以下) (無糖)	対RCEP参加国	除外		
180690311	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳製品ココア調製品(チョコレート菓子、 菓子製造原料など)) (液状、粉状、粒状、ペースト状) (2kg以下) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
180690319	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) 乳製品ココア調製品(チョコレート菓子、 菓子製造原料など) (液状、粉状、粒状、ペースト状) (2kg以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
180690321	乳製品ココア調製品 (塊状、板状、棒状以外) (ココア粉10%未満) (2kg以下) (ミルク成分30%未満) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
180690322	乳製品ココア調製品(チョコレート菓子、 菓子製造原料など) (液状、粉状、粒状、ペースト状) (2kg以下) (ミルク成分30%未満) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
190110111	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (育児食用乳製品調製品(粉乳、ホエイ、 穀物、ビタミンなどの水で溶かして乳児に 与える混合粉末)) (乳脂肪30%以下) (小売用にしたもの) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
190110119	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 育児食用乳製品調製品(粉乳、ホエイ、穀物、ビタミンなどの水で溶かして乳児に与える混合粉末) (乳脂肪30%以下) (小売用にしたもの) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
190110121	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (育児食用乳製品調製品(粉乳、ホエイ、穀物、ビタミンなどの水で溶かして乳児に与える混合粉末)) (乳脂肪30%超) (小売用にしたもの) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
190110129	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 育児食用乳製品調製品(粉乳、ホエイ、穀物、ビタミンなどの水で溶かして乳児に与える混合粉末) (乳脂肪30%超) (小売用にしたもの) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
190110211	育児食用乳製品調製品(粉乳、ホエイ、穀物、ビタミンなどの水で溶かして乳児に与える混合粉末) (ミルク成分30%未満) (小売用にしたもの) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
190110219	育児食用乳製品調製品(粉乳、ホエイ、穀物、ビタミンなどの水で溶かして乳児に与える混合粉末) (ミルク成分30%未満) (小売用にしたもの) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
190120111	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (ペーカリー製造用混合物(パン、菓子製造用原料)) (乳脂肪分30%以下) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
190120112	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) ペーカリー製造用混合物(パン、菓子製造用原料) (乳脂肪分30%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
190120116	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) ペーカリー製造用混合物(パン、菓子製造用原料) (乳脂肪分30%超) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
190120117	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) ペーカリー製造用混合物(パン、菓子製造用原料) (乳脂肪分30%超) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
190120211	ペーカリー製品製造用乳製品調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
190120219	ペーカリー製品製造用乳製品調製品 (チーズケーキ用生地など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料品で、これらが85%以下) (ミルク成分30%未満) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
190120222 190120232 190120235 190120243	ペーカリー製品製造用混合物及び練り生地	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
190120231	ベーカリー製品製造用混合物・練り生地 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%以下) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		
190120233	ベーカリー製品製造用混合物・練り生地 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%以下) (米粉・小麦粉以外の調製品)	対RCEP参加国	除外		
190120234	ベーカリー製品製造用混合物・練り生地 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (しよ糖15%超) (加糖) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		
190120239	ベーカリー製品製造用混合物・練り生地 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%超) (米粉・小麦粉以外の調製品)	対RCEP参加国	除外		
190120241	ベーカリー製品製造用混合物(冷凍パイ 生地など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (500g以下小売り容器入り) (無糖)	対RCEP参加国	除外		
190120242	ベーカリー製品製造用混合物(冷凍パイ 生地など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (500g以下小売り容器入り以外) (無糖) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		
190120249	ベーカリー製品製造用混合物(冷凍パイ 生地など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (500g以下小売り容器入り以外) (無糖) (米粉・小麦粉以外の調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190131	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳脂肪分30%以下) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
190190132	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳脂肪分30%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
190190136	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳脂肪分30%超) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
190190137	乳製品調製品(乳成分が全重量の30% 以上) (乳脂肪分30%超) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
190190211	乳製品調製食料品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	28.0%	→ 28.0%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
190190216	加圧容器入りホイップドクリーム (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
190190217	乳製品調製食料品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量以外) (加圧容器入りホイップドクリーム以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
190190219	乳製品調製食料品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%以上)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		
190190221	加圧容器入りホイップドクリーム (ミルク成分30%未満) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
190190229	乳製品調製食料品(菓子・アイスクリーム 香料など) (ミルク成分30%未満) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
190190241	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%以下) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190242 190190247 190190252 190190267	その他小麦粉調製品	対RCEP参加国	除外		
190190243	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%以下) (米粉・小麦粉以外の穀物調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190246	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (砂糖最大重量) (しよ糖15%超) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190248	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%超) (砂糖最大重量) (米粉・小麦粉以外の調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190251	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料 品で、これらが85%以下) (加糖) (しよ糖15%超) (砂糖最大重量以外) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
190190253	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調製食料品で、これらが85%以下) (加糖) (しょ糖15%超) (砂糖最大重量以外) (米粉・小麦粉以外の調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190261	穀物調製食料品(健康食品など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料品で、これらが85%以下) (無糖) (1個あたり500g以下の小売容器入り)	対RCEP参加国	除外		
190190266	穀物調製食料品(増量剤(水産練り製品、ハム・ソーセージ)、加工品原料(和菓子、調味料)など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料品で、これらが85%以下) (無糖) (1個あたり500g以下の小売容器入り以外のもの) (米粉調製品)	対RCEP参加国	除外		
190190269	穀物調製食料品(栄養補助食品、唐揚げ粉、グルタンの素材、手作りビール原料など) (米麦加工品又はでん粉含有調製食料品で、これらが85%以下) (無糖) (1個あたり500g以下の小売容器入り以外のもの) (米粉・小麦粉以外の調製品)	対RCEP参加国	除外		
190220111 190220119 190220191 190220199 190220211 190220219	パスタ(詰物をしたもの)	対RCEP参加国	除外		
190230110	その他のパスタ(加熱による調理又は詰物以外の調製をしたもの)	対RCEP参加国	除外		
190230190	その他のパスタ(加熱による調理又は詰物以外の調製をしたもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
190230210 190230290	その他のパスタ(加熱による調理又は詰物以外の調製をしたもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
190590200	聖さん用ウエハー、ライスペーパー	対RCEP参加国	除外		
190590313	冷凍又は冷蔵ピザ (加糖)	対RCEP参加国	除外		
200110100	きゅうり及びびがーキン (食酢・酢酸で調製) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200110200	きゅうり及びびがーキン (食酢・酢酸で調製) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200190110	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴチスン (食酢・酢酸調製) (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.5%	→ 無税



税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200190120	スイートコーン (食酢・酢酸調製) (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.5%	→ 無税
200190130	ヤングコーンコブ (食酢・酢酸調製) (加糖)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	16.8%	→ 無税
200190140	その他の野菜、果実、ナット、その他植物 の食用の部分 (食酢・酢酸調製) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200190210	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、 ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、 パンの実、ランブータン、ジャンボ、レン プ、サボテ、チェリモア、サントル、シュ ガーアップル、カスターアップル、パッショ ンフルーツ、ランソム、サワーサップ及び レイシ (食酢・酢酸調製) (無糖)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
200190220	マンゴー及びマンゴスチン (食酢・酢酸調製) (無糖)	対RCEP参加国	即時撤廃	6.0%	→ 無税
200190230	スイートコーン (食酢・酢酸調製) (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.5%	→ 無税
200190240	ヤングコーンコブ (食酢・酢酸調製) (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200190250	しょうが (食酢・酢酸調製) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	12.0%	→ 9.0%
		対中国、韓国	除外		
200190290	その他の野菜、果実、ナット、その他植物 の食用の部分 (食酢・酢酸調製) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200210000	調製したトマト(全形・断片状)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200290100	調製トマト(全形・断片状以外) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	13.4%	→ 無税
		対韓国	除外		
200290219	調製したトマトピューレー・ペースト (気密容器入り) (無糖)(その他のもの)	対RCEP参加国	除外		
200290229	調製したトマトピューレー・ペースト (気密容器入り以外) (無糖)(その他のもの)	対RCEP参加国	除外		
200290290	調製トマト(全形・断片状・トマトピュー レー、トマトペースト以外) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200310211	調製フレンチマッシュルーム (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	13.6%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
200490110	調製スイートコーン (加糖) (冷凍)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.5%	→ 無税
200490120	調製野菜(冷凍混合野菜など) (加糖) (冷凍) (スイートコーン以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.8%	→ 無税
		対韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200490211	調製アスパラガス (無糖) (冷凍)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200490220	調製たけのこ (無糖) (冷凍)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	13.6%	→ 無税
200490230	調製スイートコーン (無糖) (冷凍)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.5%	→ 無税
200490240	調製ヤングコーンコブ (無糖) (冷凍) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200490291	調製ヤングコーンコブ (無糖) (冷凍) (気密容器入り以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200490299	調製野菜(冷凍混合野菜調製品など) (無糖) (冷凍) (アスパラガス、豆、たけのこ、スイートコーン及びヤングコーンコブ以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
200510100	均質調製野菜 (加糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	16.8%	→ 無税
200510200	均質調製野菜 (無糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200540110	調製えんどう (さや付き) (加糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	13.4%	→ 13.4%
		対中国、韓国	除外		
200540211	調製えんどう (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (さや付き) (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200540221	調製えんどう (気密容器入り・1個の重量10kg以下以外) (さや付き) (無糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
200559100	調製したさげ属又はいんげんまめ属の豆 (さや付き) (加糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	13.4%	→ 無税
		対韓国	除外		
200559210	調製ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (さや付き)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200559220	調製ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (気密容器入り・1個の重量10kg以下以外) (さや付き)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
200560010	調製アスパラガス (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	16.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200560020	調製アスパラガス (気密容器入り・1個の重量10kg以下以外) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200570010	調製オリーブ (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (冷凍以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.4%	→ 無税
200570020	調製オリーブ (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (冷凍以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.0%	→ 無税
200580100	調製スイートコーン (加糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	14.9%	→ 無税
200580200	調製スイートコーン (無糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
200591100	調製たけのこ (加糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	基準税率維持 除外	13.4%	→ 13.4%
200591900	調製たけのこ (無糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	段階的に16年目に関税撤廃 除外	13.6%	→ 無税
200599190	調製したその他の野菜 (加糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	段階的に11年目まで関税削減 除外	13.4%	→ 7.2%
200599211	調製ヤングコーンコブ (気密容器入り) (無糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200599219	調製ヤングコーンコブ (気密容器入り以外) (無糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200599230	調製サワークラウト (無糖) (冷凍以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200599911	調製にんにく粉 (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (無糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国 対韓国	段階的に16年目に関税撤廃 除外	9.6%	→ 無税
200599919	調製したその他の野菜 (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (無糖) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国 対韓国	段階的に16年目に関税撤廃 除外	12.0%	→ 無税
200599991	調製にんにく粉 (無糖) (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国 対韓国	段階的に16年目に関税撤廃 除外	10.5%	→ 無税
200599999	調製したその他の野菜 (無糖) (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (冷凍以外)	対ASEAN、豪州、NZ 対中国、韓国	段階的に16年目に関税撤廃 除外	9.0%	→ 無税
200600010	マロングラッセ	対ASEAN、豪州、NZ、中国 対韓国	段階的に16年目に関税撤廃 除外	12.6%	→ 無税
200600021	あんず調製品 (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	18.0%	→ 無税
200600029	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、 果皮その他植物の部分 (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	18.0%	→ 無税
200710100	均質調製果実 (加糖)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	34.0%	→ 無税
200710200	均質調製果実 (無糖)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200791111	ジャム (加糖) (かんきつ類)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	16.8%	→ 無税
200791119	フルーツゼリー及びマーマレード (加糖) (かんきつ類)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	16.8%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		
200791121	ジャム (無糖) (かんきつ類)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200791129	フルーツゼリー及びマーマレード (無糖) (かんきつ類)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200791210	フルーツピューレー及びフルーツペースト (加糖) (かんきつ類)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	34.0%	→ 無税
200791220	フルーツピューレー及びフルーツペースト (無糖) (かんきつ類)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200799111	ジャム (加糖) (かんきつ類以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	16.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200799119	フルーツゼリー (加糖) (かんきつ類以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	16.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200799121	ジャム (無糖) (かんきつ類以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200799129	フルーツゼリー (無糖) (かんきつ類以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200799211	フルーツピューレー及びフルーツペースト (加糖) (かんきつ類以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	34.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200799219	果実又はナットのピューレー及びペースト (加糖) (かんきつ類以外) (フルーツピューレー及びフルーツペースト以外)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	34.0%	→ 無税
200799221	フルーツピューレー及びフルーツペースト (無糖) (かんきつ類以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
200799229	果実又はナットのピューレー及びペースト (無糖) (かんきつ類以外) (フルーツピューレー及びフルーツペースト以外)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200819110	調製ナット(混合含む) (パルプ状) (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	21.0%	→ 無税
200819191	調製カシューナット (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200819192	煎ったナット (パルプ状以外) (カシューナット以外) (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200819193	調製したくり (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	16.8%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200819199	調製したナット (パルプ状以外) (気密容器入り・1個の重量10kg以下以外) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	16.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200819211	調製したカシューナット (パルプ状) (煎ったもの以外) (無糖)	対RCEP参加国	即時撤廃	10.0%	→ 無税
200819219	調製ナット (パルプ状) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	10.0%	→ 無税
200819221	調製マカダミアナット (煎ったもの) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.0%	→ 無税
200819222	調製アーモンド (煎ったもの) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	5.0%	→ 無税
200819223	調製ペカン (煎ったもの) (無糖)(その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.0%	→ 無税
200819224	調製ココヤシの実、ブラジルナット、パラ ダイスナット及びヘーゼルナット (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
200819225	調製カシューナット (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	10.0%	→ 無税
200819226	調製ぎんなん (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200819227	調製マカダミアナット (煎ってないもの) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.0%	→ 無税
200819228	調製ナット (煎ったもの) (無糖) (その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	5.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200819229	調製ナット (煎ってないもの) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200820119	調製したパイナップル (気密容器入り・10kg以下) (加糖) (関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
200820191	調製したパイナップル (気密容器入り・10kg以下) (パルプ状) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		
200820199	調製パイナップル (加糖) (その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	46.8%	→ 46.8%
		対中国、韓国	除外		
200820219	調製したパイナップル (気密容器入り・10kg以下) (パルプ状以外) (無糖) (関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
200820290	調製パイナップル (無糖)(その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200830110	調製かんきつ類の果実 (パルプ状) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200830190	調製かんきつ類の果実 (その他のもの) (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	23.8%	→ 7.4%
		対中国、韓国	除外		
200830210	調製かんきつ類の果実 (パルプ状) (無糖)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200830290	調製かんきつ類の果実 (その他のもの) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200840111	調製なし (加糖) (パルプ状) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200840119	調製なし (加糖) (パルプ状) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.0%	→ 無税
200840191	調製なし (加糖) (パルプ状以外) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.8%	→ 無税
200840199	調製なし (加糖) (パルプ状以外) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200840211	調製なし (無糖) (パルプ状) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200840219	調製なし (無糖) (パルプ状) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200840291	調製なし (無糖) (パルプ状以外) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
200840299	調製なし (無糖) (パルプ状以外) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.8%	→ 無税
200850110	調製あんず (加糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200850190	調製あんず (加糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200850210	調製あんず (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200850290	調製あんず (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200860110	調製さくらんぼ (加糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200860190	調製さくらんぼ (加糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200860210	調製さくらんぼ (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200860290	調製さくらんぼ (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200870111	調製した桃 (加糖) (パルプ状のもの) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200870119	調製した桃 (加糖) (パルプ状) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%	→ 無税
200870191	調製した桃 (加糖) (パルプ状以外) (気密容器入り・1個の重量2kg以上)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.7%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
200870192	調製した桃 (加糖) (パルプ状以外) (気密容器入り・1個の重量2kg以上以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	8.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
200870199	調製した桃 (加糖) (パルプ状以外) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	13.4%	→ 無税
200870211	調製した桃 (無糖) (パルプ状)(気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
200870219	調製した桃 (無糖) (パルプ状)(その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200870291	調製した桃 (無糖) (パルプ状以外) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.7%	→ 無税
200870299	調製した桃 (無糖) (パルプ状以外) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
200880110	調製ストロベリー (加糖) (パルプ状)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200880190	調製ストロベリー (加糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200880210	調製ストロベリー (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200880290	調製ストロベリー (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200891000	調製パームハート	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200897110	調製ミックスフルーツ、フルーツサラダ 及びフルーツカクテル (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
200897120	調製ミックスフルーツ、フルーツサラダ 及びフルーツカクテル (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
200897211	調製果実(混合) (加糖) (パルプ状)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200897219	調製果実(混合) (加糖) (パルプ状以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200897221	調製果実(混合) (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200897229	調製果実(混合) (無糖) (パルプ状以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	17.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200899100	調製した梅	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
200899211	調製バナナ及びアボカド (加糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	21.0%	→ 無税
200899212	調製ベリー及びブルー (加糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200893120	調製クランベリー (加糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200899213	調製バナナ、アボカド、マンゴー、グ アバ及びマンゴスチン (加糖) (気密容器入り) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200899214	調製バナナ、アボカド、マンゴー、グ アバ及びマンゴスチン (加糖) (パルプ状以外) (気密容器入り以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	11.0%	→ 無税
200899215	調製果実(バナナ及びアボカド以外) (加糖) (パルプ状)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200893110	調製クランベリー (加糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%	→ 無税
200899216	調製ドリアン、ランブータン、パッシ ョンフルーツ、レイシ及びびれんし (加糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	14.0%	→ 無税
200899219	調製果実(ドリアン、ランブータン、パ ッションフルーツ、レイシ及びびれんし 以外) (加糖) (パルプ状以外)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	16.8%	→ 5.3%
		対中国、韓国	除外		
200899221	調製バナナ及びアボカド (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200899222	調製ブルー (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税



税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200899223	調製ブルー (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	7.7%	→ 無税
200899224	調製バナナ、アボカド、マンゴー、グア バ及びマンゴスチン (無糖) (気密容器入り) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	9.6%	→ 無税
200899225	調製バナナ、アボカド、マンゴー、グア バ及びマンゴスチン (無糖) (パルプ状以外) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
200899226	調製マンゴー、グアバ及びマンゴスチン (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
200899227	調製果実(マンゴー、グアバ、マンゴスチ ン及びカムカム以外) (無糖) (パルプ状)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
200893210	調製クランベリー (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
200899228	調製さといも (冷凍) (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
200899231	調製したドリアン、ランプータン、パッショ ンフルーツ、レイシ及びびごれんし (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	10.0%	→ 無税
200899234	調製カムカム (無糖) (パルプ状)	対RCEP参加国	即時撤廃	21.3%	→ 無税
200899236	調製カムカム (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	即時撤廃	12.0%	→ 無税
200899259	調製その他の果実 (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200893220	調製クランベリー (無糖) (パルプ状以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200911110	オレンジジュース (冷凍) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200911190	オレンジジュース (冷凍) (加糖) (その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円 /kg	→ 無税
		対韓国	除外		
200911210	オレンジジュース (冷凍) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
200911290	オレンジジュース (冷凍) (無糖) (その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200912110	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20以下) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200912190	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20以下) (加糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		
200912210	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
200912290	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20以下) (無糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200919110	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20超) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200919190	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20超) (加糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		
200919210	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	21.3%	→ 無税
		対韓国	除外		
200919290	オレンジジュース (冷凍以外) (ブリックス値20超) (無糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200921110	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブリックス値20以下) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200921190	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブリックス値20以下) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200921210	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブリックス値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		
200921290	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブリックス値20以下) (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
200929110	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブリックス値20超) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200929190	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブrix値20超) (加糖) (しよ糖含有量10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200929210	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
200929290	グレープフルーツジュース(ポメロを含む) (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
200931110	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20以下) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
200931190	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20以下) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200931211	レモンジュース (ブrix値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
200931212	ライムジュース (ブrix値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200931219	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		
200931290	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20以下) (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
200939110	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20超) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
200939190	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20超) (加糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		
200939211	レモンジュース (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
200939212	ライムジュース (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
200939219	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		
200939290	その他のかんきつ類のジュース (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ	即時関税削減	25.5%	→ 8.0%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200941110	パイナップルジュース (ブrix値20以下) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.0%	→ 23.0%
		対中国、韓国	除外		
200941190	パイナップルジュース (ブrix値20以下) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	除外		
200941210	パイナップルジュース (ブrix値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	19.1%	→ 19.1%
		対中国、韓国	除外		
200941290	パイナップルジュース (ブrix値20以下) (無糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		
200949110	パイナップルジュース (ブrix値20超) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.0%	→ 23.0%
		対中国、韓国	除外		
200949190	パイナップルジュース (ブrix値20超) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	除外		
200949210	パイナップルジュース (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	19.1%	→ 19.1%
		対中国、韓国	除外		
200949290	パイナップルジュース (ブrix値20超) (無糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	25.5%	→ 25.5%
		対中国、韓国	除外		
200950100	トマトジュース (加糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%	→ 無税
		対韓国	除外		
200950200	トマトジュース (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
200961110	ぶどうジュース (ブrix値30以下) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
200961190	ぶどうジュース (ブrix値30以下) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200961200	ぶどうジュース (ブrix値30以下) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		
200969110	ぶどうジュース (ブrix値30超) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
200969190	ぶどうジュース (ブrix値30超) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200969210	ぶどうジュース (ブrix値30超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200969290	ぶどうジュース (ブックス値30超) (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
200971110	りんごジュース (ブックス値20以下) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200971190	りんごジュース (ブックス値20以下) (加糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	34%又は23円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		
200971210	りんごジュース (ブックス値20以下) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	除外		
200971290	りんごジュース (ブックス値20以下) (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	除外		
200979110	りんごジュース (ブックス値20超) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	除外		
200979190	りんごジュース (ブックス値20超) (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	除外		
200979210	りんごジュース (ブックス値20超) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	除外		
200979290	りんごジュース (ブックス値20超) (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	除外		
200989111	その他の果汁(2つ以上の果実から得たもの以外) (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200981110	クランベリージュース (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
200989119	その他の果汁(2つ以上の果実から得たもの以外) (加糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		
200981190	クランベリージュース (加糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200989122	ブルーんジュース(2つ以上の果実から得たもの以外) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	14.4%	→ 無税
200989123	その他の果汁(2つ以上の果実から得たもの以外) (無糖) (しよ糖10%以下) (ブルーんジュースを除く)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		
200981210	クランベリージュース (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
200989129	その他の果汁(2つ以上の果実から得たもの以外) (無糖) (しよ糖10%超)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200981290	クランベリージュース (無糖) (しよ糖10%超)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
200989210	野菜ジュース(2つ以上の野菜から得たもの以外) (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.1%	→ 無税
200989221	野菜ジュース(2つ以上の野菜から得たもの以外) (無糖) (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
200989231	にんじんジュース (無糖) (気密容器入り以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.2%	→ 無税
200989239	野菜ジュース(2つ以上の野菜から得たもの以外) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.2%	→ 無税
200990111	混合果汁 (加糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
200990119	混合果汁 (加糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
200990121	混合果汁 (無糖) (しよ糖10%以下)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
		対韓国	除外		
200990129	混合果汁 (無糖)(その他のもの)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
		対韓国	除外		
200990210	混合野菜ジュース (加糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.1%	→ 無税
200990220	混合野菜ジュース (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	5.4%	→ 無税
210112110	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物の調製品(加糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	24.0%	→ 24.0%
		対中国、韓国	除外		
210112122	飲料製造用コーヒーエキスなど (無糖)	対RCEP参加国	即時撤廃	15.0%	→ 無税
210112231	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) コーヒー調製品(インスタントコーヒー、 コーヒー飲料製造原料など) (乳脂肪分30%以下) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210112232	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) コーヒー調製品(インスタントコーヒー、 コーヒー飲料製造原料など) (乳脂肪分30%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210112236	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) コーヒー調製品(インスタントコーヒー、 コーヒー飲料製造原料など) (乳脂肪分30%超) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
210112237	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) コーヒー調製品(インスタントコーヒー、 コーヒー飲料製造原料など) (乳脂肪分30%超) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210112241	コーヒー調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量)	対RCEP参加国	除外		
210112242	コーヒー調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量以外)	対RCEP参加国	除外		
210112246	コーヒー調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%以上)	対RCEP参加国	除外		
210112249	コーヒー調製品(インスタントコーヒー、 コーヒー飲料製造原料など) (ミルク成分30%未満) (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
210120110	茶・マテのエキス、エッセンス及び濃縮物の 調製品 (インスタントティー)	対RCEP参加国	即時撤廃	10.0%	→ 無税
210120120	茶・マテのエキス、エッセンス及び濃縮物の 調製品 (インスタントティー以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	8.0%	→ 無税
210120231	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (茶・マテ調製品(インスタントティー、 ティーバッグ、お茶飲料製造原料など)) (乳脂肪30%以下) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210120232	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (茶・マテ調製品(インスタントティー、 ティーバッグ、お茶飲料製造原料など)) (乳脂肪30%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210120236	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (茶・マテ調製品(インスタントティー、 ティーバッグ、お茶飲料製造原料など)) (乳脂肪30%超) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210120237	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) (茶・マテ調製品(インスタントティー、 ティーバッグ、お茶飲料製造原料など)) (乳脂肪30%超) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210120241	茶・マテ調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.0%	→ 21.0%
		対中国、韓国	除外		
210120242	茶・マテ調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	16.8%	→ 16.8%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
210120246	茶・マテ調製品 (ミルク成分30%未満) (加糖) (しよ糖50%以上)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		
210120247	茶・マテの調製品 (ミルク成分30%未満) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
210320010	トマトケチャップ	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
210320090	トマトソース	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	17.0%	→ 17.0%
		対中国、韓国	除外		
210410010	野菜スープ (気密容器入り)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	7.0%	→ 無税
210500111	アイスクリーム (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.0%	→ 21.0%
		対中国、韓国	除外		
210500112	アイス・氷菓 (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖重量最大)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	28.0%	→ 28.0%
		対中国、韓国	除外		
210500113	アイスクリーム (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖最大重量以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.0%	→ 21.0%
		対中国、韓国	除外		
210500119	アイス・氷菓 (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖重量最大以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
210500191	アイスクリーム (加糖) (しよ糖50%以上)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		
210500199	アイス・氷菓 (加糖) (しよ糖50%以上)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		
210500210	アイスクリーム (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
210500290	アイス・氷菓 (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
210610120	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 植物性たんぱく質調製食料品(豆類等を 主原料とする健康食品など、粉末を水・ 牛乳等で溶かして食す) (1個あたり500g未満容器入り以外) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210610130	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) たんぱく質調製食料品(ミルク成分(ホエイ等)を主原料とする健康食品(粉末、 水・牛乳等で溶かして食す) (1個あたり500g未満容器入り以外) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		



税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
210610140	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) たんぱく質調製食料品 (ミルク成分(ホエイ等)を主原料とする健康食品(粉末、水・牛乳等で溶かして食す)) (1個あたり500g未満容器入り以外) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210610211	たんぱく質調製食料品 (ミルク成分30%未満) (1個あたり500g以上) (加糖) (しよ糖50%未満)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	16.8%	→ 16.8%
		対中国、韓国	除外		
210610219	たんぱく質調製食料品 (ミルク成分30%未満) (1個あたり500g以上) (加糖) (しよ糖50%以上)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.0%	→ 21.0%
		対中国、韓国	除外		
210610221	植物性たんぱく (無糖) (たんぱく質80%以上) (植物性たんぱく重量最大) (小売用容器入り・1個の正味重量500g未満)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	10.6%	→ 無税
210610222	植物性たんぱく(大豆タンパク、小麦タンパク濃縮物など(健康食品、医療食、即席ラーメンの具、食品のつなぎなど)) (無糖) (1個あたり500g未満小売用容器入り以外)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	10.6%	→ 無税
		対韓国	除外		
210610229	たんぱく質調製食料品(卵黄濃縮粉末など健康補助食品、食品性製造原料など) (植物性たんぱく調製品以外) (たんぱく質80%以上) (1個あたり500g未満小売用容器入り以外) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	15.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
210690111	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 乳製品調製食料品(アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補給食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの) (乳脂肪分30%以下) (その他乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210690112	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 乳製品調製食料品(チーズソース(チーズフォンデュ・肉料理用)、菓子製造原料(チーズ風味付け)、健康食品・飲料など) (アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補給食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外) (乳脂肪分30%以下) (その他乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210690119	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 乳製品調製食料品(チーズソース(チーズフォンデュ・肉料理用)、菓子製造原料(チーズ風味付け)、健康食品・飲料など) (乳脂肪分30%以下) (その他乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210690121	調製食用脂(PEF) (ミルク成分30%以上) (バター等30%超70%以下) (ニュージーランドを原産地とするもの) (調製食用脂関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210690122	調製食用脂(PEF) (ミルク成分30%以上) (バター等30%超70%以下) (ニュージーランドを原産地とするもの以外) (調製食用脂関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
210690123	調製食用脂(PEF) (ミルク成分30%以上) (バター等30%超70%以下) (調製食用脂関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210690124	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 乳製品調製食料品(アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補給食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210690125	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 乳製品調製食料品 (アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補給食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外) (その他の乳製品関税割当枠内)	対RCEP参加国	除外		
210690129	乳製品調製品(乳成分が全重量の30%以上) 乳製品調製食料品(菓子原料(チーズ、ケーキなど)、調味料(チーズ風味)など) (バター等30%超70%以下) (その他の乳製品関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
210690240	こんにゃく	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
210690246	果汁をもととした調製品 (アルコール分が1%未満のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
210690251	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと (加糖) (砂糖最大重量)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	28.0%	→ 28.0%
		対中国、韓国	除外		
210690259	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと (加糖) (砂糖最大重量以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	23.8%	→ 無税
210690261	ビタミンをもととした栄養補助食品 (加糖) (砂糖最大重量) (乳糖・乳たんぱく・乳脂肪含有)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.5%	→ 無税
210690269	ビタミンをもととした栄養補給食品 (加糖) (砂糖最大重量以外)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.5%	→ 無税
210690271	その他の調製食料品 (加糖) (しよ糖50%未満) (乳糖・乳たんぱく・乳脂肪含有) (砂糖最大重量)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	28.0%	→ 28.0%
		対中国、韓国	除外		
210690279	その他の調製食料品 (加糖) (しよ糖50%未満) (砂糖・海草最大重量以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	23.8%	→ 23.8%
		対中国、韓国	除外		
210690283	その他の調製食料品 (加糖) (しよ糖50%以上) (乳糖・乳たんぱく・乳脂肪含有) (小売容器入り(1個の重量が500g以下))	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
210690284	その他の調製食料品 (加糖) (しよ糖50%以上) (乳糖・乳たんぱく・乳脂肪含有) (小売容器入り(1個の重量が500g以下)以外)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	29.8%	→ 29.8%
		対中国、韓国	除外		
210690291	低脂肪調製食用脂 (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	21.3%	→ 21.3%
		対中国、韓国	除外		
210690292	アルコールを含有しない飲料のもと (無糖)(おたねにんじん成分含有)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	12.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
210690293	アルコールを含有しない飲料のもと (無糖)(おたねにんじん成分含有以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	10.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
210690294	その他の調製食料品 (食用の動物性生産品(あなつばめの巣など)のもの) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
210690295	ビタミンをもととした栄養補給食品 (無糖)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	12.5%	→ 無税
210690296	植物性たんぱくを加水分解したもの(小麦タンパク加水分解物(栄養飲料原料)大豆タンパク加水分解物(たれの原料)など) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	12.5%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
210690299	その他の調製食料品(その他のラインに該当しないもの)(ラムネ付きキャラクター玩具、ドーナツ製造混合物、麻婆豆腐、ハーブティー、健康食品など)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	15.0%	→ 15.0%
		対中国、韓国	除外		
220290200	その他のアルコールを含有しない飲料 (果実又は野菜のジュース以外) (無糖)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	9.6%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
220430111	その他のぶどう搾汁(アルコール分1%未満) (加糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	23.0%	→ 無税
220430119	その他のぶどう搾汁(アルコール分1%未満) (加糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
220430191	その他のぶどう搾汁(アルコール分1%未満) (無糖) (しよ糖10%以下)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
220430199	その他のぶどう搾汁(アルコール分1%未満) (無糖) (その他のもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	25.5%	→ 無税
220590100	ベルモットその他のぶどう酒(植物又は芳香性物質により香味を付けたもの)(アルコール分1%未満)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	19.1%	→ 無税
220600100	その他の発酵酒(りんご酒、なし酒及びミードなど)(アルコール分1%未満)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
220890230	果汁をもととしたアルコール飲料(アルコール分1%未満)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	29.8%又は23円/kg	→ 無税
230910010	犬猫用ペットフード (小売用) (乳糖10%以上)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	1kgにつき、59.5円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに6円を加えた額	→ 無税
230910099	犬猫用ペットフード (小売用) (粉・ミール・フレーク・ペレット・キューブ) (選別できる米の重量10%以上)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	36円/kg	→ 無税
		対韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
230990110	飼料用ビタミン調製品	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
230990190	飼料用調製品(飼料に添加するもの)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	→ 無税
230990219	飼料用調製品(ホホワイトヴィール用子牛育成用以外) (犬猫用以外) (乳糖10%以上)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	1kgにつき、52.5円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに5.3円を加えた額	→ 無税
		対韓国	除外		
230990298	飼料用調製品(牛用飼料、サイレージなど)(粉、ミール、フレーク、ペレット、キューブ、その他これらに類する形状)(しょ糖5%未満)(遊離でん粉20%未満)(粗たんぱく質35%未満)(選別できる米の重量10%未満)	対ASEAN、豪州、NZ	基準税率維持	12.8%	→ 12.8%
		対中国、韓国	除外		
230990299	飼料用調製品(飼料添加物、飼料原料、ペットフードなど)	対RCEP参加国	除外		
290611000	メントール	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	5.5%	→ 無税
291429019	しょう脳(主に医薬品、香料)(融点が175℃以上のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.4%	→ 無税
330124000	ペパーミント油(メンタ・ペペリタ)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.2%	→ 無税
330125019	ペパーミント油(メンタ・アルペンシス)(総メントール65%以下)	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	9.0%	→ 無税
330125020	ペパーミント油(その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	3.2%	→ 無税
330125030	その他のミント油	対RCEP参加国	即時撤廃	2.2%	→ 無税
330129200	芳油	対RCEP参加国	即時撤廃	2.2%	→ 無税
330129400	ラベンダー油及びラバンジン油	対RCEP参加国	即時撤廃	2.2%	→ 無税
330129910	ジャスミン油	対RCEP参加国	即時撤廃	3.2%	→ 無税
330129990	その他の精油	対RCEP参加国	即時撤廃	3.2%	→ 無税
350190000	カゼイナーその他のカゼイン誘導体及びカゼイングループ	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	5.4%	→ 無税
350211000	卵白 (乾燥したもの) (乾燥卵白)	対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	8.0%	→ 無税
		対韓国	除外		
350219000	卵白 (乾燥したもの以外) (凍結卵白等)	対RCEP参加国	段階的に16年目に関税撤廃	8.0%	→ 無税
350220000	ミルクアルブミン	対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	2.9%	→ 無税
350290000	アルブミン	対RCEP参加国	即時撤廃	2.9%	→ 無税
350400029	たんぱく質系物質及びその誘導体(その他のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	5.1%	→ 無税
460129100	敷物及びすだれいぐさ製又は七島製のもの	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		

税番 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容			
		(対象国)	(合意内容)	(基準税率)	(最終年税率)
460194210	ばっかんさなだ	対RCEP参加国	即時撤廃	2.7%	→ 無税
460194911	組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料の物品を織った物品(シート状のもの)(いぐさ製又は七島い製のもの)(畳表)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
460194919	組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料の物品を織った物品(シート状のもの)(いぐさ製又は七島い製のもの)(畳表以外)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	6.0%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
460219910	畳床(植物性材料製のもの)	対RCEP参加国	即時撤廃	7.9%	→ 無税
460219991	畳(いぐさ製又は七島い製の畳表を有するもの)	対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	7.9%	→ 無税
		対中国、韓国	除外		
500100090	繭(繰糸に適するのもの)(関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
500200221	生糸(玉糸)(関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
500200222	生糸(玉糸以外のもの)(織度が21中のもの)(関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
500200223					
500200226	生糸(玉糸以外のもの)(織度が27中及び28中のもの)(関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
500200227	生糸(玉糸以外のもの)(その他のもの)(関税割当枠外)	対RCEP参加国	除外		
650200000	帽体	対RCEP参加国	即時撤廃	3.4%	→ 無税